せい



生活保護制度

生活保護の申請は、国民の権利です。」

生活保護は日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が「健康で文化的な最低限度の生 かつ ほしょう せい だっぱい かっほ ご ほう さだ ようけん み かぎ こくに けんこう ぶんか てき さいていげん ど せい 生活保護 は日本国憲法第 25 条の理念に基づき、国が「健康で文化的な最低限度の生 がっていばん と せい かっと こ ほう さだ ようけん み かぎ こうなたでも受ける

生活保護に関する相談は、お住まいの地域の市役所、町村役場又は府保健所の生活 保護担当課にためらわずご相談ください。

選担当時にためられずしてはいってい。 **まっとしない ※京都市内にお住まいの方は、最寄りの区役所にご相談ください。



生活保護について

私たちの一生の間には、病気やけがや高齢のため働けなくなったり、働いていても収入が少なかったり、いろいろな事情で生活に困ってしまうことがあります。

- 持病が悪化して働けない
- けがをして働けない
- 年金だけでは暮らせない
- 給料が低くて生活が苦しい
- 子どもがいてフルタイムで働けない
- 再就職が決まらず生活費がない など



生活保護は、生活に困っている方々に、経済的な援助を行うとともに、日常生たかせいかっ自立に向けて支援する制度です。

わからないことや相談のある方は、お住まいの地域の市役所、町村役場又は府保健所の生活保護の担当課に相談してください。

なお、お困りのことがあれば、お住まいの地域の民生委員にも相談することができます。

生活保護の申請は、国民の権利です。

生活保護を必要とする可能性は、どなたにもあることですので、ためらわずにご相談ください。

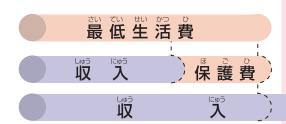


生活保護のしくみ

保護が受けられるかどうかは、最低生活費と世帯の収入を比べて決められます。

保護は原則として個人単位ではなく世帯単位で適用されます。世帯の収入が最低せいかっか。 生活費より少ないときに、その不足分を保護費として補うことになります。

保護が受けられる場合 保護が受けられない場合



最低生活費とは

年齢、世帯構成、所在地域などに応じて国が定めた基準に基づき計算するもので、食費・被服費・光熱水費などの生活。費、家賃などの住宅費、義務教育に必要な教育費及び医療費などを合計したものです。



収入とは

働いて得た収入、年金・認給、手当、 は、またいのでは、またいのでは、またが、をからです。 は、またいのでは、またいのでは、またが、をからないでは、またいではでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、またいでは、ま

働いて得た収入については、収入額に 応じた基礎控除があり、また、必要経費 (交通費など) についても控除されます。 なお、高校生のアルバイト収入につい ても一部控除 (未成年者控除) されます。



生活保護は、その内容によって8種類の扶助と2つの給付金があります。

せいかつふ じょ しょくひ ひふくひ こうねつすいひ にちじょう せいかつひ食費、被服費、光熱水費など日常の生活費 ■生活扶助

きょういくふ じょ

き むきょういく ひつよう きょうざいひ がくようひんひ きゅうしょくひ かつどうひ 義務教育で必要な教材費、学用品費、給食費、クラブ活動費など ■教育扶助

じゅうたくふ じょ やちん ちだい かおく ほしゅうひ 家賃、地代、家屋の補修費 ■住宅扶助

- いりょうふ じょ
- びょうき ちりょう せじゅつ ひつよう ひょう つういんこうつうひ ちりょうざいりょうひ 病気やけがの治療・施術に必要な費用、通院交通費、治療材料費(眼鏡、コルセット)など ■医療扶助 かいごふじょ ひつよう ひよう
- ▮介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用

しゅっさんふ じょ ぶんべん ひよう

- ■出産扶助 分娩のための費用
- せいぎょうふ じょ しごと ひつよう きのう しゅうとく こうこうしゅうがく ひつよう ひょう こうこうせい かつとうひふく 仕事に必要な技能の修得や高校就学に必要な費用(高校生のクラブ活動費含む。) ■生 業扶助
- そうさいふ じょ ■葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

- しゅうろうじゅっきゅうふきん 口就労自立給付金 働いて得た収入が増加した事により、生活保護を必要としなくなった場合の給付金 しんがく しゅうしょくじゅん びきゅうふきん
- せいかっぽっというできませんが、生活保護受給世帯のお子さんが大学などに進学する場合の進学準備または、 □進学・就職準備給付金

ことがごう 高等学校などを卒業したお子さんの就職準備のための給付金

せいかつほこと 生活保護は、まず、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持 のために活用することを要件としています。

- はたら 働くことが可能な方は、その能力に応じて働いてください。
- きょじゅうよう かおく げんそく ほゅう みと ふどうさん たくち かおく たはた さんりんおよ 居住用の家屋は原則として保有が認められますが、不動産(宅地、家屋、田畑、山林及び ばんや 原野など)、貯蓄性の高い生命保険、預貯金、自動車などの資産で保有が認められないものは ばんそく 原則として処分し生活費に充ててください。

がくしほけん ほしょうがた せいめいほけん げんとうきっ じてんしゃ ただし、学資保険、保障型の生命保険、原動機付き自転車などについては保有が認められる ょり 場合があります。

「qhiāh vējātāt vējāsājās tat vējūsjātātāk vətšējāgāsāk to kājājā tine agāsā 年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金など、他の法律や制度で給付 が受けられる場合は、すべて受けてください。

ふうふ おや こ およ きょうだいしまい みんぽう さだ ふょうぎ むしゃ ふょうおよ た ほうりつ さだ 夫婦、親、子及び兄 弟姉妹など、民法に定める扶養義務者による扶養及び他の法律に定める 扶助については、生活保護の要件ではなく保護に優先して行われるものとされています。

きない(※)と判断した場合には、照会を行いません。

(※) 10年程度音信不通であるなど交流が断絶している、扶養義務者に借金を重ねている、 ふょうきむしゃ そうぞく 扶養義務者と相続をめぐり対立している、DV(家庭内暴力)や虐待をうけている など

わからないことや不安なことは、生活保護の担当課にご相談ください。

3

生活保護の申請

生活保護の相談や申請をしたい場合は、お住まいの地域の市役所、町村役は、お住まいの地域の市役所、町村役場は、お住まいの地域の市役所、町村役場がは、お住まいの生活保護の担当課におけたいは、は、おりは、おいたのは、これは、からは、おいたいとのは、これは、からいたいといい。

生活保護は申請の意思があればどなたでも申請できます。また、何らかの事情がある場合は、本人でなくても扶養義務者など代わりの方が申請をすることもできます。

は、せいご、たんとう 申請後、担当ケースワーカーが生活に困っている状況や保護の要件が満たいる状況や保護の事件が満たされているかなど、家庭訪問を通じて必要な聞き取りや調査を実施しますの必要な聞き取りや調査を実施しますの要ない。 調査の結果を踏まえ、ごまでは生活の収入を比べて保護が受けられるかというか決定します。 | (市にお住まいの方) | (町村にお住まいの方) | (町村でお住まいの方) | (町村では場場 | 市福祉事務所 | 市福祉事務 | 市福祉事務 | 市福祉事務 | 市保健所 | 市保健所 | 市保健所 | 市保健所 | 市福祉事務 | 市保健所 | 市保健所 | 市保健所 | 市保健所 | 市福祉事務 | 市保健所 | 市保健研 | 市保健所 | 市保健研 | 市保健研

なお、保護の決定は、申請があった日から がいない ちょう き 原則として14日以内 (調査などに日数を要する場合は、30日以内) に行われます。





保護を受けることになったら

保護費の支給

まいつき つき じょうじゅん かけつぶん ほでひ しきゅう 毎月、月の上旬に1ヶ月分の保護費が支給されます。

To the the Co Is the last on the State S

生活保護を受けている間は、国民健康保険と後期高齢者医療制度には加入できませんので、 ほけんしょう
保険証をすみやかに市役所又は町村役場の担当課に返してください。(協会けんぽや健康保険
るみあい) ほけんしょう はまかいほけん おようそん やくば たんとう か かえ かえ かえ かえ かえ かんぱ は かんぱ ほけん は なんとう か かえ は はん は なんとう か かえ かんとう か かえ は はん は なんとう か かえ は はん は なんとう か かえ は はん は なんとう か かえ は なんとう か かえ は はん は なんとう か かえ は はん は なんとう か かえ は はん は なん は はん は なん は なん は はん は なん は はん は なん は はん は なん は は なん なん は なん なん は なん なん は なん はん

医療機関を受診する場合

がようき かん しゅしん 病気やけがなどのため医療機関を受診するときは、あらかじめ市役所又は町村役場の担当課に 申請してください。

い かい かいしょ はっこう 診療 依頼書が発行されますので、それを医療機関に提 出 して受診してください。

かていほうもん家庭訪問

たんとう 担当ケースワーカーが定期的に自宅などを訪問します。

ケースワーカーは生活の変化に応じて保護費を決定するため、収入や生活状況などをお聞きするとともに、自立に向けた支援を行いますので遠慮なく相談してください。

保護を受ける人の権利

- 正当な理由がなければ、既に決定された保護を不利益に変更されることはありません。
- 保護金品文は保護を受ける権利を差し押さえられることはありません。



ふふくもうしたて不服申立

保護の不利益な変更や申請却下、停止、廃止などの決定に不服がある場合は、その決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に京都府もいるというできます。

保護を受ける人への減免措置

保護決定後、所定の手続きによって、国民年金保険料などの減額や免除を受けられる場合が げんがく めんじょ ありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。 (例) ・国民年金保険料の免除

こ てい し さんぜい げんめん ・固定資産税の減免

ほうそう じゅ しん りょう

·NHK放送受信料の免除 など



保護を受ける人の義務

- 保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
 はたら か のう かた のうりょく おう はたら しゅうにゅう 働くことが可能な方はその能力に応じて働いて収入を 得ることができるように努めてください。 ^{びょうき}

また、病気やけがで働くことができない方は、治療・回復 に専念してください。

- しゅうたく や 5ん きゅうしょくひ きょうざいひ しきゅう ほでひ 住宅の家賃、給食費、教材費などのために支給した保護費
- は、それぞれその目的のために使ってください。 しゅうにゅう へんどう 収入に変動があったとき、居住地や世帯の構成に変化が
- あったときは、すみやかに届け出てください。 ふくしじむしょ せいかっ いじ こうじょう た ほこ もくてき たっせい 福祉事務所から生活の維持・向上 その他の保護目的の達成 に必要な指導や指示を受けたときは、これに 従 わなければな りません。



せいかつ ほ ご ひ へんかん 生活保護費の返還・ 徴収

- 差し迫った事情などのため、資力がありながらそれが活用できず生活保護を受けた場合には、活用が可能となった時点で、受けた範囲内の保護費を返さなければなりません。
 - ただし、世帯の自立助長の観点などから返還が一部免除される場合があります。 しい ちが しんせい あせい しゅだん せいかっぽっこ う ぽっこひ かり
- ません。

また、法律により罰せられることがあります。

福祉事務所

れいわ ねん がつ にち げんざい 令和7年4月1日現在

名 称	所管区域	所在地	電話
縊知山市福祉事務所	福知山市	620-8501 福知山市字内記13の1	0773-24-7012
舞鶴市福祉事務所	舞鶴市	625-8555 舞鶴市字北吸1044	0773-66-1010
綾部市福祉事務所	綾部市	623-8501 綾部市若竹町8の1	0773-42-4257
宇治市福祉事務所	学 治市	611-8501 宇治市宇治琵琶33	0774-22-3141
宮津市福祉事務所	かさし 宮津市	826-8501	0772-45-1623
亀岡市福祉事務所	かめまかし	621-8501	0771-25-5030
城陽市福祉事務所	城陽市	610-0195 城陽市寺田東ノロ17	0774-56-4034
向日市福祉事務所	の日市	617-8772 向日市寺戸町小佃5の1	075-874-2564
長岡京市福祉事務所	長岡京市	617-8501 長岡京市開田1丁目1の1	075-955-9517
八幡市福祉事務所	八幡市	614-8501 八幡市八幡園内75	075-983-1457
京田辺市福祉事務所	京田辺市	610-0393 京田辺市田辺80	0774-64-1371
京丹後市福祉事務所	京丹後市	627-0012 京丹後市峰山町杉谷691	0772-69-0310
南丹市福祉事務所	南丹市	622-8651 南丹市園部町小桜町47	0771-68-0007
木津川市福祉事務所	大津川市	619-0286 木津川市木津南垣外110の9	0774-79-0307
ではいるこういましたこうきょく 型点 にない はいない はいました ではいない はいました こうきょく 型点 はいました かいました はいました はいま	大山崎町	617-0006 向日市上植野町馬立8	075-933-1154
##U分きたほけんしょ 山城北保健所 つづき ばんしっ 綴 喜 分 室	く み やまちょう 久御山町 いでちょう うじ たわらちょう 井手町・宇治田原町	610-0331 京田辺市田辺明田1	0774-63-5747
##J. 35/# 出城南保健所 M. A.	かき きちょう ねっつかちょう 笠置町・和東町 せいかちょう みなみやましろむら 精華町・南山城村	619-0214 木津川市木津上戸18の1	0774-72-0208
新たる いきしん 記載 (南戸保健所 南丹広域振興局 高く し か 福 祉 課	まょうたん ぱ ちょう 京丹波町	622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木21	0771-62-0363
為 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	伊根町·与謝野町	627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-4302

お聞きした内容についての秘密は守りますので、生活にお困りの方は遠慮なくお住まいの地域の 福祉事務所にご相談ください。

京都府健康福祉部地域福祉推進課(生活保護係) TEL. 075-414-4558・4564

